

「児童クラブの機能整理イメージ図」に関する主な委員意見

全体に関する意見

- これまでの会議でも事務局から何度も説明はあったが、今一度、公の役割について、どの部分に特化して、どの部分に優先順位をつけて公が担っていくのかについて議論する会議であるという認識を委員全員が持つ必要がある。「公設」の意味も理解する必要がある。そのうえで、今回の資料のように、「①引き続き公営にてその役割を担っていくべきもの」「②民営でも十分その役割を果たし得るもの」の線引きはどうしても必要と考える。
- 「公設」である前提が揺らぐと、また議論が散らかる。ベースの部分は「公設」であることに変わりはないので、基本的にいわゆる設備及び運営に関する基準条例やガイドラインなどに則って運営することに変わりがないことを、委員全員で共有したい。
⇒基本的な認識共有については、こういった事前打合せの場で図ることとし、第3回検討会の場では、共通の認識があることを基本として、会の目的に資する意見に特化して会議が進められるように対応したい。
- 率直に、公設公営が維持できない原因は、人手不足ということによいか。
⇒人手不足という観点でみると、公営でも民営でも同じような状況にあると考えられるが、今後事業の維持・向上を図るのであれば、これまでの公営の考え方だけではなかなか難しい面がある。そういった意味で、指定管理者のもつノウハウなど民間事業者の力を活用する意味はあるはずで、どの部分にどの程度といったところを会議でご議論いただきたい。
- 第1回検討会の際にも発言したが、現体制に新たに民が入ることについては反対ではない。過去に現場職員であった経験から、現体制である公設公営の考えだけでは、いずれ職員が疲弊してしまう。
- 前回第2回検討会において、「民間活力を導入する」という前提で話を進めていけば、もっと話が前に進んだのではないかと思う。
⇒民営の可能性についても含め、委員にご検討いただくことが本検討会の目的であるので、そういった意見を検討会の場でご発言いただき、他の委員と意見交換をお願いしたい。
- 前回「公設」の意味がいまいち理解できておらず、少し戸惑ってしまったが、「公設民営」と「民設民営」の違いが理解できてしまえば、私が抱えていた不安（現に提供されている保育サービス等が勝手に提供されなくなる等）はなくなるものと考えている。

「公」「民」機能整理に関する意見

- 「児童クラブの機能整理イメージ図（案）」にて、「①引き続き公営にてその役割を担っていくべきもの」から「②民営でも十分その役割を果たし得るもの」にむけて記載されている矢印の意味が正しく伝わらない可能性がある。これだと「公」→「民」に移管されるイメージが強いが、実際には、利用者へのアプローチや役割分担について「公」「民」で異なるものになるが、どちらにも○がつくのが正しい姿と考えている。今後も公が関わっていくことに変わりはない。

- 「公」か「民」かの選択より、むしろ「民営でも十分その役割を果たし得るもの」として、どこに○がつくのかを考えても良いのでは。
そのうえで、私は公営にできて、民営にできないことは何もないと考える。

- 「②民営でも十分その役割を果たし得るもの」とした場合でも、民に自由に任せる部分と、公がしっかりチェックしていく部分が必要で、このバランスについては非常に難しいと考える。
⇒どこまで公が関与するかについては、委員によって議論が分かれるところと考えるため、第3回検討会当日にご意見をいただきたい。

- 機能整理の「①公」「②民」の分類について、「②民営でも十分その役割を果たし得るもの」とした場合でも、公の関与がなくなるものとは考えていないので、児童にむけた機能・サービス及び保護者にむけた機能・サービスに関して、「②民営でも十分その役割を果たし得るもの」とすることには違和感はない。

- 事業全体の管理運営に係る機能・サービスに関しては、基本的にはこういった整理になると思うが、もう少し細かい部分で確認しておきたいことがある。

- 『施設管理（防犯・防災対策）』について、「②民営でも十分その役割を果たし得るもの」となっているが、これは平常時のことであって、大きな災害等が発生した場合など、緊急災害時には公の関与があるはずで、そこをもう少し明確に表現したほうがよい。
⇒大震災などの大規模災害があった場合には、民の職員が初期対応にあたるとともに、公の職員が直接介入し、災害時の特別な対応にあたることになっている。

- 大規模災害により、事業の再開が難しい状況になった場合、どのような対応となるのか。実際に北海道では民設民営の学童が再開できなかった事例がある。
⇒民設民営では難しいと考えるが、公設民営においては、公が責任をもって開所にむけた支援を行う。

- 『知識・技能の修得、研修機会の確保』について、今後も民間任せにするのではなく、市が主催する研修を設け、これについては任意ではなく、出席することを基本としてほしい。これは業務と考えるが、その際の交通費や出勤扱いなどはどうなるのか。
⇒市職員については、出勤扱いとし、交通費が発生するものについては別途支給している。指定管理者については、お支払いしている指定管理料のなかから支給することになる。市としては、この研修については「業務」と考えている旨をお伝えしている。

- もともと行政が必要性和を感じて開始した事業であるので、公が今後も関与していくという枠組みは、天地変わっていないと感じている。

その他意見

- 第3回の検討会の議題ではないが、今後の児童クラブの大きな考え方として、事業を「福祉」と捉えるのか、「教育」と捉えるのか。市としての見解はあるか。
⇒これまでの児童クラブの成り立ちや、児童福祉法の観点から現時点の事業の性質等を鑑みると「福祉」の色が強いものと考えている。

- 保護者のなかにも様々な考え方があって、途中で児童クラブから退出して、塾や習い事に向かういわゆる「中抜け」についてどう考えるか。指導員の負担を考えると難しいと考えるが。
⇒途中で抜けて、例えば塾や習い事に行くことについては可能だが、また戻ってきてとなると、出欠管理の点で難しい部分があるので、現時点においては不可とさせていただいている。

- 指定管理料は何に基づいて算定するのか。それほど利益が出る事業ではないと推察するが、指定管理料以外でなにか民間事業者のモチベーションにつながるものはないか。
⇒当市の事例として、第2野火止児童クラブの指定管理料は、公と民との差がつかないように、公の平均金額などをもとに算出している。
モチベーションについては、民間事業者それぞれではあるが、一例として第2野火止児童クラブの指定管理者選定の際には、3社のプレゼンを聞くことができ、それぞれ様々な思いで事業を通して社会貢献等を行いたい旨の説明があった。

- 市の実施するアンケートにおいて、どのような保護者意見があるか。
⇒保護者の意見も様々で、これまでの考えを維持してほしいという意見のほかに、保護者負担軽減に着目した新たなサービスを強く望む声もあって、必ずしも考え方は一定のものではないと捉えている。

○細かい意見をあれこれ述べてしまったが、次回第3回検討会では、どのように意見を述べればよいのか。

⇒第3回検討会では、基本的には、第1回検討会で会として示されたお考えに基づく、学校施設内に整備する4つの児童クラブの運営体制について、意見集約を図ることになるのではないかと考えられるため、本日お出しいただいているようなご意見ご質問に対応していくために「行政にはこうあってほしい」というようなご意見として述べていただけるとありがたい。

○今は民間保育園で働く身だが、みんな保育に前向きで熱い気持ちで取り組んでいるのが伺える。公設公営だけでなく、民間が入ることによって事業全体のブラッシュアップが実際にできていると感じている。

児童クラブについても、公設民営の可能性を考えることで、新しい風が入り、事業をさらに向上させることができるいいタイミングだと思う。

○不安材料として、このタイミングで、令和2年度の新設児童クラブに民が入るという結論に達した場合、今から募集して間に合うのか。

⇒本検討会において当初お示しいただいたように、年度の中頃のタイミングで開催される次回第3回検討会で、一定の方向性をお示しいただければありがたく、そのうえで速やかに対応していくということである。

○令和2年度の新設児童クラブに民が入るという結論に達した場合は、第2野火止児童クラブと同じように指定管理者制度を用いるのか。

⇒第2野火止児童クラブの指定管理者導入にあたっては、検討の段階で保護者にもお入りいただき、より良いものとなるよう作り上げてきた経過がある。これは令和2年度の新設児童クラブが公設民営となった場合についても、十分対応できるものと想定している。

○社会保障の分野では、例えば保険制度や介護保険などは、民間活用を進めることで、効率的により安価にサービスを提供することが求められている。

もっと幅広い視野で、市全体の予算に鑑み、費用対効果という合理的な考え方も受け入れる必要があると考える。

○人口減少や高齢化が進むなかで、女性の就業率が高くなっており、今後児童館・児童クラブの需要は高まるものと思われる。

しかし、この先15年後あたりからそれも減少にむかうと言われており、これらの変化に対応していかなければならない。

○これまでの考えに固執するのではなく、すべてのサービスを公務員が担うという考えから、地域に仕事を作り出すという意味でも民営化は選択肢としてあり得る。

○学校施設に児童クラブが入るにあたって、それが公であっても、民であっても、一定の配慮が必要で、そのことを認識していただきたい。

例えば、不審者と職員が一目で見分けられる仕組み（リストバンド着用等）、校庭など施設利用のルール、個人情報等の取り扱い（秘密保持が必要な部分と情報共有が必要な部分の明確化）など。

細かい部分ではあるが、これは、学校と現場に任せきりにしていいものではないので、民が入る場合であっても引き続き公が関与していくべきものとする。